

議案第49号

交野市立図書館条例の一部を改正する条例について

交野市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年6月5日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 倉治図書館以外の市内の図書室及び自動車文庫に関する規定を定めたい
ため。

交野市立図書館条例の一部を改正する条例案

交野市立図書館条例の一部を改正する条例

交野市立図書館条例（平成 8 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「位置」を「位置等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 図書館に図書室及び自動車文庫を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。